



家庭裁判所からの後見人推薦依頼を受け、後見受任開始

石川県行政書士会成年後見サポートセンターは、平成 21 年 3 月 21 日に発足し、正式に活動を開始しましたが、特に力を入れて取り組んでいることは、会員を対象とした成年後見人等の養成と家庭裁判所からの後見人推薦依頼に応え、後見人等の職務を受任する登録会員を推薦することです。

当会成年後見サポートセンターは、金沢家庭裁判所から、昨年(平成 21 年)8 月以降、既に 4 件の推薦依頼(いずれも「後見」類型)を受け、個別ケースの状況等に応じて、最も適任と思われる登録会員を直ちに推薦し、すべて当センターの推薦どおりに審判されております。

成年後見の活動は、「国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命」とし、「国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する」という行政書士倫理綱領を具体化する社会貢献活動として、取り組んでいます。実際に、今回、家庭裁判所から後見人の推薦依頼を受けたいずれのケースも、本人の障害の程度が著しく、加えて複雑な家庭環境があったり、資力がほとんど無い上に負債を抱えていたり、後見人としての職務遂行に困難がある上、あまり後見報酬は見込めないものばかりです。しかし、こうした社会的要請に応える活動が、行政書士の社会的認知度を高め、また、困難ケースを敢えて受任していただいた登録会員の、高い倫理観と使命感に基づいた後見活動が、後見サポートセンター内にとどまらず、石川県行政書士会のすべての会員に、さわやかな感動を徐々にひろげてゆくと確信しています。

日行連が、成年後見活動に係る一般社団法人の設立を検討中!

成年後見活動に関して、各士業団体の取り組みは様々です。制度発足の当初より、活動を始めているのが「社団法人成年後見センター・リーガルサポート」で司法書士を正会員とする全国組織です。一方、同様に早期から活動している「権利擁護センターぱあとなあ」は、養成研修を修了した社会福祉士を構成員としていますが、「社団法人日本社会福祉士会」の内部組織として活動しています。日行連も同様に、組織内部の委員会活動として取り組んでいます。他に、税理士会も取り組んでいますし、各地の社会福祉協議会等も日常生活支援事業の他に、成年後見の相談、支援、啓発等にも様々に取り組んでいます。

これまで行政書士が成年後見に取り組む活動スタイルは、当会成年後見サポートセンターのように会内組織として取り組む他、有志で設立した NPO を母体に活動するもの、昨年の日行連の方針を受けて、既に単位会で一般社団法人を設立しているところ、また、全く個人で活動するもの等、様々です。

さて、日行連は、司法書士会のリーガルサポートのようなスタイルの全国組織の設立を志し、各単位会ごとに支部を設置して活動することを念頭に、本年(平成 21 年)中の一般社団法人設立を計画しています。当後見サポートセンターでもこの計画案について検討し、必要な意見具申も行って、真に国民の利益に資する後見活動のあり方を、一緒に考えてゆきたいと思っています。

登録会員の手記を掲載します(50 音順)

—後見人としての職務— 高桑真知子会員(金沢支部)

新年あけましておめでとうございます。

私が行政書士となって 3 年間が過ぎました。経験豊かな書士の方々や若い意欲的な書士の方々に助けいただき現在に至っております。本当にありがとうございます。

得意分野の少ない私が、行政書士として次代の行政書士の方々に役立つこと、出来ることはないだろうかと日頃考えておりました。そんな折り、書士会が新しい分野と目指す「成年後見制度」の後見人養成研修が行われる事となり、会の目

指す社会貢献と合わせ参加いたしました。講師のご指導のお陰と研修受講の積み重ねで後見人名簿に登録され、昨年 11 月に金沢家庭裁判所から成年後見人の選任通知を受け、ただいま後見業務を行っております。学んだことを実地に行うのがいかに難しく、又法に則りながら被後見人の立場を守ることのいかに重大であるかを痛感する日々です。

成年後見人は行政書士としてではなく一個人として、ひとりの人間に関わることです。被後見人のために十分な注意を払って、誠実にその職務(適切な身上監護や財産管理)を遂

行する責任があります。私がこの後見人としての職務を確実に果たすことが今後、社会における行政書士の位置をより高いものとするのに役立つと考え、一層努力することをここに誓いいたします。

一初受任にあたりー 中川大会員(金沢支部)

昨年10月に、町長申立てにより家裁から選任を受け、1ヶ月後に後見人に確定した。ご本人(被後見人)は長く精神病院で入院生活をされており、近くに身寄りがない。唯一、腹違いの兄が遠方から入院費用や健康保険税などの支払いをしてこられた。

まず、病院へ出向いたところ、多数の書類にサインを求められた。今日から私は、本人の保護者ということらしい。こんなにもたくさんの手続きが必要なのか、次々と本人の住所氏名と私の住所氏名を書き続けた。こちらには既に他の行政書士の方が後見人になっているとのことで慣れた様子で説明をされるが、こちらは一度に飲み込めない。ようやくソーシャルワーカーの方の付き添いのもと、ご本人と面会した。ホールには大勢の患者さんが男性と女性に分かれている。「はじめまして、今日から保護者になりました中川です」「…?」沈黙の後、私は家が近いですねなどと地名を出したところ、何か話し始めた。が、よく聞き取れず判別できない。お互い一方的な会話をした後、ではまた来ますと伝え、退席した。病院には入院費用の支払いも兼ねて毎月来ると申し出た。ようやく実感が湧いてきた。これはえらいことになった。親の面倒もろくに見れない私が、他人様の保護者など務まるのか…

その足で、役場の健康福祉課へ出向き、預かっていたご本人の通帳と認め印を受け取った。福祉制度のことなどまたいろいろと教えてくださいと頼み、続いて後見人の届出のため郵便局とJAへ。金融機関により取り扱いが異なり、登記事項証明書や私の印鑑証明などを求められた。朝から丸一日費やす。

まもなく、事務報告書の提出書類が届いた。これまで申立てや報告書作成のお手伝いをした経験から、提出はメッキリぎりになってしまったがスムーズに出来た。家裁から書類を受け取ったとの連絡が入る。電話口から、行政書士への期待と信頼が伺える。これからどういうことが待っているのかわからないが、後見人としての責任を全うしていきたい。

一任意後見人(受任者)になってー 中川三三夫会員(加賀支部)

昨年の第1期成年後見人養成研修を受けた時は、成年後見制度について特別な関心を持って望んだものではなかった。しかし、オリエンテーションを受け、少子高齢社会・格差社会が求める社会ニーズに応えるべき、行政書士の成年後見活動に大変興味を湧いてきた。

研修プログラムは、3ヶ月で30単位、合計で10回の開催で、取得科目は20項目を超える、かなりハードなものであった。成年後見の基礎と実務はもちろん、事例検討・認知症に関する基礎的理解、障害者支援法の勉強及び財産管理

等、成年後見に関連する広範囲の分野に及ぶものになっていた。私にとって、初めての経験で、それぞれの分野の専門家である講師が丁寧に教えてくれたおかげで、理解を深めることができた。真冬に1時間以上かけて雪道を通った甲斐があり、無事効果測定もクリアして登録会員になれた時はホットした。

研修カリキュラムは上手に構成され、内容も豊富で、成年後見制度を充分理解できるものになっていた。その上、室長をはじめ、事務局長の熱い成年後見制度に対する情熱、石川会でサポートセンターを絶対成功させる意気込みも感じられ、大変勇気をもらった。現在、私は60歳半ばの女性の任意後見人(受任者)をさせてもらっている。見守り契約で、長い付き合いが始まったばかりである。実際の任意後見活動が始まるのは何年も先であるがサポートセンターの助けをかりながら成年後見人として、少しでも社会貢献できたらいいなど思っている。

一成年後見を受任してー森貞一郎会員(金沢支部)

私は石川県行政書士会成年後見サポートセンターの登録会員として、平成20年8月に家庭裁判所における後見開始の審判申立事件第1号推薦者となりました。

石川県行政書士会が成年後見制度における役割を担うための、重要な第一歩をまかされたため、とても重責を感じながらの受任スタートでした。

私が受任した被後見人の方は脳性麻痺における最重度精神遅滞で類型は事理弁識能力を欠く常況にある後見型です。受任してからの主な職務は本人の預貯金の管理等の財産管理と施設費などの支払いや療養看護に関する個別支援計画に対する同意などの身上監護が中心で、医療従事者との全体会議に出席するなど、行政書士業務ではあまり関係のない医療福祉分野に関することも日々勉強させて頂いています。

今まで成年後見人として一番強く感じた事は、まだ制度に対する理解や成年後見人における権限行為範囲などの知識が、病院、施設等の現場ではまだ十分に理解されていないということです。私も何度か医療同意や事実行為を求められたため、制度説明をして納得してもらおうのが大変でした。そして、法定代理人として成年後見人等の職務の中心が法律行為であることは理解していましたが、成年後見人等の職務範囲は法律行為に限定されているわけではなく、一定の事実行為も含まれる事を受任している中で知りました。つまり事実行為を排除することは身上監護の実効性を損なうことになるため、法律行為に付随する事実行為は良くて、介護のような事実行為(現実の介護)はだめであるということです。

このように、法的な解釈運用上の難しさや、実務上における利益相反行為、権限濫用の危険性など成年後見人として高い倫理性を求められるなど、とても大変で責任の重いことではありますが、行政書士という専門職の成年後見人として、より一層倫理性の確立と知識の修得を高め、国民の権利を擁護するための社会貢献ができるよう、これからもより一層頑張っていきたいと考えています。